特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	固定資産税・都市計画税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
佐伯市は、固定資産税・都市計画税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県佐伯市長

公表日
令和4年6月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	佐伯市では、地方税法に基づき、1月1日現在で佐伯市に土地・家屋・償却資産を所有している者に対して、その資産価値に応じた固定資産税を課税する。また、都市計画区域の土地・家屋については都市計画税を併せて課税する。具体的には、 ①土地・家屋の現地での調査・評価を実施 ②前年中に取得・減少した償却資産について申告を受け付け ③土地・家屋・償却（一品／申告書）の異動 ④土地・家屋・償却それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、名寄帳を作成 ⑤名寄帳を納税義務者に縦覧する ⑥課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑦証明書等の発行
③システムの名称	・Acrocity固定資産税　・MICJET番号連携サーバ　・中間サーバー　・eLTAXシステム

2. 特定個人情報ファイル名
固定資産税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16、内閣府・総務省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会）番号法第19条第8号、別表第二項番27 （情報提供）情報提供は行わない

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐伯市市民生活部　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関
-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL：0972-22-3663

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市市民生活部税務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL：0972-22-4503

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	内田　浩	東　普二	事後	人事異動のため
令和1年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課税課長　内田　浩	課税課長	事後	評価書の様式変更によるもの
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	(情報照会)番号法第19条第7号、別表第二項番27	(情報照会)番号法第19条第8号、別表第二項番27	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	佐伯市市民生活部　課税課	佐伯市市民生活部　税務課	事後	組織改編のため
令和4年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課税課長	税務課長	事後	組織改編のため
令和4年5月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	佐伯市市民生活部課税課	佐伯市市民生活部税務課	事後	組織改編のため
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	